

内閣衆質一八五第八〇号

平成二十五年十二月三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 伊吹 文明 殿

衆議院議員高橋千鶴子君提出平成二十六年度税制改正要望における公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員高橋千鶴子君提出平成二十六年度税制改正要望における公害防止用設備に係る特例措置の適用期限の延長に関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタンについては、その製造量等の実態について、これまで調査していなかったが、気候変動に関する国際連合枠組条約第十九回締約国会議の決定に基づき、二千十五年（平成二十七年）以降、毎年、気候変動に関する国際連合枠組条約（平成六年条約第六号）第四条1（a）に規定する我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量に関する目録において、その排出量を報告する義務が課されることから、政府としては、今後、関係府省が連携して、その製造及び使用の実態を調査しつつ、排出量を把握してまいりたい。

三について

お尋ねの特例措置については、本年度末に適用期限が到来することを踏まえ、その取扱いについて、現在政府内で検討中である。